

申告

信濃中野税務署から 確定申告のお知らせ



◆確定申告について

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」をご利用いただくと、自宅などで確定申告書が作成できます。書面またはe-Taxで提出（事前準備が必要）ください。

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

- ・会場 信濃中野税務署
- ・期間 2月8日(月)～3月15日(火) (土・日・祝日を除く)
- ・受付開始時間 午前8時30分
- ・相談時間 午前9時～午後5時

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や、受付を早めに締め切る場合があります。

※申告書の作成には時間を要しますので、午後2時ごろまでにお越しください。

◆所得税の確定申告の際に申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所

得税の額は、各年分の基準所得税額（原則その年分所得税額）に2・1%の税率を乗じて計算した金額です。

◆公的年金などを受給されている方へ確定申告不要制度について

平成23年以後の各年分で、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

（ただし、住民税の申告は必要な場合があります。）

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（純損失の繰越控除など）の適用を受ける場合は、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給されている方は、この確定申告不要制度は適用されません。

問い合わせ先
信濃中野税務署

☎ 3151

申告

要介護認定高齢者に対する障がい者控除

市では、原則65歳以上の要介護認定者（要支援認定者は除く）からの申請に基づき、次の全てに該当し、身体障がい者などに準ずると認められる場合に、「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方

○原則65歳以上で、要介護認定を受けている方（要支援認定者は除く）

※65歳未満で、要介護認定を受けている方はお問い合わせ先へお問い合わせください。

お問い合わせ・申請先
高齢者支援課長寿福祉係（中野保健センター内）

☎ 2111（内線243）

防災

消防団員を募集しています



中野市消防団では、消防団員を募集しています。

地域を守る消防団は、火災などの災害活動をはじめ、応急救護の普及活動や、災害を未然に防ぐための啓発活動など、幅広い活動を行っています。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神の下、地域に密着した活動を展開しています。

近年は、災害現場や避難所などでのサポート活動で、女性ならではのきめ細やかな活動を行える女性消防団員の活躍も期待されており、男女を問わず幅広い年齢層の方々の入団をお待ちしています。

あなたも地域防災の要として一緒に活動しませんか。

お問い合わせ先
消防課消防係（岳南広域消防組合中野消防署内）

☎ 3386
FAX 25991
Eメール shobo@city.nakano.nagano.jp



市税

軽自動車税のお知らせ



軽自動車税は、毎年4月1日現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

また、年度ごとの課税のため、年度の途中で変更があっても還付はされません。



名義変更・廃車手続きはお早めに

所有している(していた)原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車が次に該当する場合は、名義変更(譲渡)または廃車の手続きが必要になります。

- 他人に譲ったり、他人から譲ってもらった場合
 - 廃棄した場合
 - 盗難または紛失により、所有しなくなった場合
 - 所有者が亡くなった場合
- 手続きを行わない場合は、所有しているものとみなし、軽自動車税が

課税され続けます。(課税されていることに気付かず滞納金が発生している場合がありますのでご注意ください)

4月1日以前に譲渡や廃車をする(した)方は、3月中に手続きを済ませてください。手続きを完了した日が廃車日となります。

なお、廃車手続きの際、標識(ナンバープレート)を返納していただきますが、紛失された場合でも手続きができます。

不明な点は税務課までお問い合わせください。

※125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車・50cc以下のミニカーの標識を紛失された場合は、200円の料金が必要です。

なお、車種ごとの問い合わせ・手続き先は、下表のとおりです。

車種	問い合わせ・手続き先
125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車、50cc以下のミニカー	市民課窓口係 ☎(22)2111(内線274)
	地域振興課市民生活係(豊田支所内) ☎(38)3111(内線131)
125cc超~250cc以下の二輪車	長野県軽自動車協会 ☎026(243)1967
250cc超の二輪小型自動車	北陸信越運輸局長野運輸支局 ☎050(5540)2042
軽三輪車、軽四輪車	軽自動車検査協会長野事務所 ☎050(3816)1854

※二輪小型、軽三輪車、軽四輪車は、長野県自家用自動車協会中高支部【中野警察署内☎(22)3077】にて代行で手続きができます。

農耕用トラクター、フォークリフトなどをお持ちの方へ

トラクター、スピードスプレーヤー、フォークリフトなどの小型特殊自動車には、道路走行の有無に係なく標識(ナンバープレート)の取り付けが必要です。

現在、所有している小型特殊自動車に標識が付いていない場合は、至急、税務課までお問い合わせください。

なお、登録の際に費用は掛かりませんが、軽自動車税が課税されます。

※寸法、最高速度などによっては、大型特殊自動車に分類される車両もあります。(大型特殊自動車は、陸運事務所での登録となります)

問い合わせ先
税務課係
☎(22)2111(内線225)